

|                                 |   |                    |
|---------------------------------|---|--------------------|
| 契約書第 21 条<br>第 2 項に定める<br>所定の料金 | 契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了<br>日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金 |                    |
| 洗濯                              | 外部のクリーニングを希望される場合   | 実費                 |
| 電化製品使用料                         | テレビ、電気毛布等持ち込み使用された場<br>合                                  | 1 点につき<br>1 日 50 円 |

※その他利用料を頂く事態が発生した場合には、その都度契約者様ご了解をいた  
だき定めることと致します。

## 6. ご利用料金のお支払方法

前記 5 の一・二の料金・費用は一ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので翌月 20 日ま  
でに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。(一ヶ月に満たない期間のサービスは、  
利用日数に基づき計算した金額とします)

|  |
|--|
| A 金融機関口座からの自動引き落とし<br>利用した翌月の 20 日引落とし<br>(20 日が土、日、祝の場合はその翌日) |
| B 下記指定口座への振込み<br>大分銀行 別府支店 普通 5908727<br>社会福祉法人 亀鶴会 理事長 三浦広為   |

## 7. 病院等に入院された場合の対応について

- ・入院から三ヶ月以内に退院された場合

原則として入院から三ヶ月間は退院後再度入所していただくことができます。

- ・三ヶ月以内に退院が見込まれない場合、もしくは、入所者様に医療行為が必要となっ  
た場合

入所者様及びご家族と協議した上で、契約を解除させていただくことがあります。

この場合には、施設を退所していただくこととなりますが、退所にあたって必要な  
援助をさせていただきます。

## 8. 苦情・要望の受付について

### 一 当施設における苦情の受付

苦情・ご要望・ご意見等お気軽に下記担当者までご相談下さい。又、苦情受付ボック  
スを玄関靴箱に設置しています。

- ・苦情受付窓口 (担当者) 生活相談員
- ・苦情解決責任者 施設長

- ・受付時間 毎週月曜日～金曜日 9:00～17:30